

地域のみなさまと共に
DISCLOSURE
2026

COMMUNITY BANK
宮崎県南部信用組合



都井岬 野生馬



海幸山幸



道の駅なんごう



日南海岸



飢肥城

皆様には、常日頃から当組合に対しまして格別のご愛顧を賜っていることにつきまして、心から御礼申し上げます。

さて人口減少の加速や高齢化は避けて通れない情勢の中、物価高騰など厳しい経済情勢が今後も続くものとして、当組合としてもより組合員様に寄り添った活動が重要であると認識しております。

当組合はDX化への取り組みや訪問活動を通じて、最も身近な金融機関として豊かな未来とともに描くことを目指して頑張っておりまいますので、より一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

ここに当組合の現況（令和7年度第44期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。



宮崎県南部信用組合 理事長 松本 健二

概 況 ・ 組 織

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和3年5月 有限責任外浦信用利用組合事業認可。
- 昭和8年5月 定款変更の認可を受け、保証責任外浦信用販売購買利用組合に改称。
- 昭和25年2月 産業組合法が廃止され、中小企業等協同組合法の規程により名称を外浦信用協同組合に変更。
事務所 南郷町大字湯上87の2。
地 区 南郷町および市木村。
- 昭和42年12月 事務所を南郷町大字湯上170の29に移転。
- 昭和49年7月 名称を外浦信用組合に変更。
- 昭和51年6月 串間市市木に市木支店を設置。
- 昭和53年3月 事務所を南郷町大字中村乙8241-2に移転。
- 昭和57年4月 外浦、串間両信用組合合併。名称を宮崎県南部信用組合とする。
南郷町、串間市、日南市を営業地区とする。
- 昭和60年4月 日南市星倉に日南支店を設置。
- 平成2年9月 北郷町を営業地区に追加。
- 平成20年10月 ホームページ開設
- 平成20年11月 市木支店を廃止、本店へ統合
- 平成21年3月 日南市、南郷町、北郷町が合併し、新名称は日南市となり、同時に本店の住居表示が日南市南郷町中村乙8241-2に変更。
また、営業地区を日南市、串間市の二市に変更。
- 平成23年7月 ICキャッシュカード発行開始。
- 平成27年12月 優先出資発行。
- 平成29年6月 松本健二 理事長就任。
- 平成30年7月 営業エリアを日南市・串間市から宮崎県内全域に拡張。
- 令和元年5月 日南支店リニューアルオープン及び本部を日南支店2階に移転。
- 令和元年8月 本店・串間支店の隔日営業開始。
- 令和元年9月 全店窓口営業時間を15時から16時までに延長。
- 令和3年1月 日南支店を新本店とし、旧本店を南郷出張所、串間支店を串間出張所に名称変更。
- 令和3年11月 串間出張所の窓口業務を本店に統合（串間相談窓口開設）。
- 令和4年6月 本部（6部1室）+営業店を3グループ1室に再編。
- 令和4年11月 南郷出張所の窓口業務を本店に統合（南郷相談窓口開設）。
- 令和6年2月 インターネットバンキング導入。
- 令和7年3月 串間相談窓口閉鎖
- 令和7年4月 3グループ1室を2グループ1室に再編

事業方針

■基本方針 地域の発展に奉仕します

1. 法令等遵守態勢の推進
2. 利用者保護管理態勢等の整備・充実
3. リスク管理態勢の強化
4. 自己資本管理態勢の推進
5. 経営基盤の強化と健全経営の確保
6. 内部管理態勢の強化
7. 円滑な金融仲介機能の発揮
8. 地方創生の推進

■経営方針 堅実経営に徹します

1. 協同組合理念のもと、法令等を遵守し、健全経営に徹することを基本とし、経営事業活動に真摯に取り組んでまいります。
2. 良質な貸出、預金、サービス等を提供してまいります。
3. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ってまいります。

■企業理念 信用組合は地域の未来を応援します！

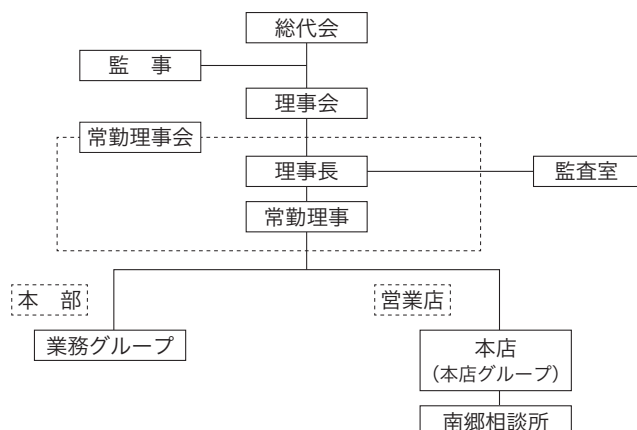
1. 地域に貢献する組合
1. お客様へ提案できる組合
1. 職員のやりがいをサポートできる組合

（当組合の経営姿勢と考え方）

信用組合は、中小事業者、生活者の金融の円滑化を使命としていますが、その役割は不変であり、さらに今後は、地域再生をかけた創業・再生支援等に対する役割を最重要視してまいります。



事業の組織



役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（令和8年6月30日現在）

理事長／松本 健二（※） 理事／南 壽 敏 郎（※）
 常勤理事／黒原 勇 次 監事／内村 芳 成
 理事／吉田 美代子（※） 員外監事／長 松 利 明
 理事／黒木 新 一（※）

（注）当組合は、職員出身者以外の理事4名（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員の推移

（単位：人）

区 分	令和6年度末	令和7年度末
個 人	4,385	4,330
法 人	242	246
合 計	4,627	4,576

令和7年度 経営環境・事業概況

当組合は「地域の発展への奉仕」を基本方針とし、健全性を保ちつつ、金融業務を通じ、地域のお客様に寄り添いながら適切に資金を提供していくことを目指しております。

令和7年度の国内経済は個人消費や設備投資の増加に加え賃金・所得の増加等により、緩やかな回復が続いています。一方で、当組合の取引先である中小企業においては、深刻化する人手不足や後継者不足、加えて物価上昇の影響により、依然として厳しい経営環境が続いております。また、当組合においては活発・巧妙化するサイバー攻撃や犯罪資金の流入防止、災害発生時の業務継続について、引続き、対策を具体化することも重要な課題と認識しております。

こうしたなか、当組合は令和3年度に果たした黒字転換を継続し、収益の安定化を図るべく令和7年度においては、金利ある世界へのシフトに適切に対応し、収益力の強化、コスト構造の見直しに取り組んでまいりました。また、施策面においても、顧客利便性向上への取組みや営業エリアの取引先に対する個別訪問をはじめとした事業者支援、少人数での適切な組織運営に向けた職員の人材育成に注力いたしました。併せて、「しんくみ！みらい定期預金」や「冬のキャンペーン定期預金」を発売し、お客様への利益還元も実施してまいりました。

業績面においては、平成30年7月に営業エリアを宮崎県全域に拡大したことが寄与し貸出金残高は64億33百万円と前年度末比20百万円の増加となり、貸出金利息も1億56百万円と前年比1.9百万円の増加となりました。また、支出面においても業務効率化と各種経費の削減を進めたことに伴い、コア業務純益は18百万円と5期連続の黒字を確保しました。これにより自己資本比率は7.42%と、健全性の目安となる4%を十分に超える水準を維持しております。

令和8年度も、財務基盤の安定性を確保しつつ、地域支援活動を通じ地元経済の活性化と課題解決に積極的に取り組んでいくこととします。加えて、コンプライアンスの徹底、適切なガバナンスの発揮により、経営の健全性の向上を図り、安定した経営基盤を築いてまいります。

当組合は、地域信用組合の中で最小規模の組合であり、小規模であるが故に小回りの効く組合であることの特徴を生かし、組合を取り巻く企業とのマッチング、時代の変化に対応出来る金融商品・金利設計により他金融機関との差別化を図り、地域の中で認められる信用組合として地域貢献に努めてまいります。組合員の皆様方には、より一層のご協力を宜しくお願い申し上げます。

総代会について

■総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員4,576人（令和8年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる役割を担っています。

■総代の選出方法、任期、定数等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、自ら立候補した方もしくは組合員から推薦された方の中から、組合員により公平に選挙を行い選出されます。なお、総代立候補者の数が総代定数を超えない場合は、その立候補者を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年とし、総代の定数は110人以内と定めております。（令和8年3月31日現在の組合員総数は4,576人）。

■総代会の決議事項等の議事概要

第45期通常総代会が、令和8年6月26日（金）午後4時より、日南市園田のホテルシーズン日南で開催されました。

当日は、総代定数110名のうち、出席94名（うち、出席47名、委任状出席8名、書面議決者39名）のもと、全議案が可決・承認されました。

●報告事項

第44期事業報告の件

●決議事項

- 第1号議案 第44期計算書類承認の件
 第2号議案 第44期剰余金処分案承認の件
 第3号議案 第45期事業計画及び収支予算案承認の件
 第4号議案 理事及び監事の報酬総額決定の件
 第5号議案 監事の改選の件
 第6号議案 理事の改選の件



■総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

（令和8年6月30日現在）

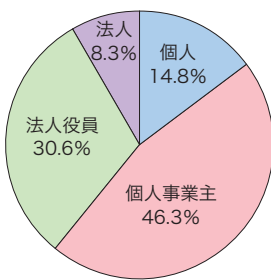
選挙区	本店区	総代定数	110名	総代氏名（敬称略、順不同）					
阿部 洋二⑥	岩下かよ子⑤	矢越 祥一⑨	安藤 勝弥◆	永倉 勲⑤	吉倉 隆一⑦	山口 正信④	岩満ひとみ⑤	河野 憲二⑥	
高橋 三二⑦	東 修④	舟井 明④	池田 義次⑨	川野 好幸⑥	竹本 政憲⑥	橋本さい子⑧	田中 恵山⑤	渡辺 浩希⑦	
平木 俊一⑧	山倉 定雄⑦	市元 由孝⑨	福井 清水⑧	森本 克久⑨	時任 昭夫③	細田 尚子③	工藤 義信③	濱川 寛章②	
岩崎 祐司②	平原美枝子②	平原 裕子②	田村 滋②	鈴木 隆央②	沼村 誠一②	西 哲郎②	大平 樹里②	元浦 正光②	
小路 好弘②	年見口りな②	山下 賢一②	南古澤水産②	加藤 裕久◆	代口 修◆	土居 亨⑥	松下 富男⑨	喜多 祥一⑤	
森 健一郎⑥	金川 正美◆	柳田 憲治⑨	江藤穂奈美⑥	黒木 茂樹◆	江藤 亮一⑦	谷口 共一◆	豊饒 彰彦⑥	海江田 暁⑥	
世良田義人◆	荒川 公生③	川崎源太郎③	北村 正幸③	税田 義己③	立本 稔③	迫田幸四郎③	西村 武史③	山下 義久③	
南サイカ屋②	池田 徳浩⑨	中津 良光⑦	河野 典康④	入中 英雄④	深水 洋史◆	坂元まゆみ④	安藤 章吾④	坂本嘉平次⑧	
長友 則士④	鬼下 二男⑨	谷脇 逸郎◆	武藤 卓史④	金丸 正一⑥	井上 勝吉④	山下 貴司④	中津憲太郎⑤	黒木まゆみ③	
田中 宏明③	谷 啓一郎③	福永 博③	本田 清大③	築瀬 敦③	村田 宗美②	甲斐 幸雄②	由地 勇②	早風 秀明②	
吉田 麻美②	河野 貴浩②	岡元 信行②	藤澤晋太郎②	末永 祐子②	市元 洋江①	井野元 卓①	矢越 清彦①	矢野 哲雄①	
岩下 利博①	南竹井建設①	南田中書店①	南宮元電設①	南山口製作所②	南フロンティア②	南くしまアオフィアム①			
南太陽スーパー戸村①									
合 計					総代定数 110名		総代数 107名		

（注）1. 氏名・会社名の後に当選回数を記載しております。 2. 当選回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

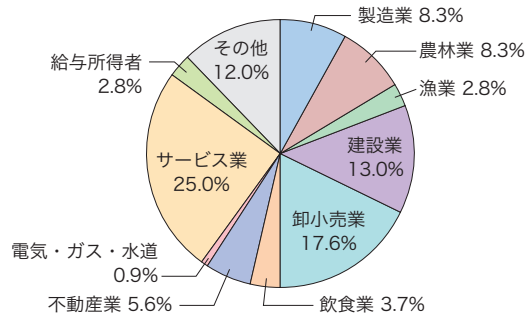
■総代の属性別構成比

（令和8年6月30日現在）

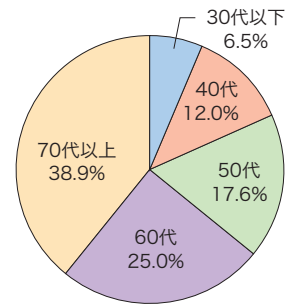
●職業別



●業種別 ※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。



●年代別



■総代との意見交換会の開催

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、令和8年6月26日組合役職員と総代との意見交換会を開催いたしました。

■組合員・総代からの主な意見・要望例

●利用者満足度アンケート

- ①当組合に対する意見として、
 ◎職員さんの笑顔が素敵いつも癒されています。
 ◎16時まで窓口が開いているのがありがたい。
 ◎お昼も開いているのがありがたい。
 ◎窓口のテラーの方が笑顔が素敵でした。
 ◎優しいです。
 ◎大満足しています、いつもありがとうございます。
 ◎地域に根ざした金融機関として、いつ来店してもアットホー

ムで待遇もよく、とても親切に対応していただいています。ありがとうございます。お手洗い等もいつも清潔で気配りができていると思います。市内在住であればメインバンクとして利用したいのですが、県外のため難しいのが少々残念です。

◎日南の焼酎や特産品の展示、良いことだと思います。雰囲気よく飲み物頂きました。

◎市外から車で来るので不便です。

◎遠すぎます。

②当組合に対する要望として、

◎記入台をもっと窓口の近くにしてほしい。

●苦情・要望等

令和7年度は苦情・要望等についてのお問い合わせはありませんでした。

経 理 ・ 経 営 内 容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	
(資産の部)	令和6年度	令和7年度
現 金	159,371	171,706
預 け 金	3,135,976	1,562,600
買 入 手 形	—	—
コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
商 品 国 債	—	—
商 品 地 方 債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有 価 証 券	1,546,579	1,121,212
国 債	723,014	311,712
地 方 債	258,910	259,287
短 期 社 債	—	—
社 債	540,204	525,762
株 式	24,450	24,450
そ の 他 の 証 券	—	—
貸 出 金	6,412,987	6,433,473
割 引 手 形	—	—
手 形 貸 付	89,600	117,440
証 書 貸 付	6,019,690	5,881,814
当 座 貸 越	303,696	434,219
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 け	—	—
外 国 他 店 貸	—	—
買 入 外 国 為 替	—	—
取 立 外 国 為 替	—	—
そ の 他 資 産	92,127	80,980
未 決 済 為 替 貸	1,246	1,509
全 信 組 連 出 資 金	44,100	44,100
前 払 費 用	2,436	1,166
未 収 収 益	16,651	11,225
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金融商品等差入担保金	—	—
リ ー ス 投 資 資 産	—	—
そ の 他 の 資 産	27,692	22,979
有 形 固 定 資 産	174,449	165,134
建 物	100,850	97,752
土 地	65,863	61,577
リ ー ス 資 産	—	—
建 設 仮 勘 定	—	—
その他の有形固定資産	7,736	5,804
無 形 固 定 資 産	2,529	2,189
ソ フ ト ウ ェ ア	1,198	858
の れ ん	—	—
リ ー ス 資 産	—	—
その他の無形固定資産	1,331	1,331
前 払 年 金 費 用	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債 務 保 証 見 返	3,159	2,787
貸 倒 引 当 金	△ 28,366	△ 29,004
(うち個別貸倒引当金)	△ 21,960	△ 22,375
資 産 の 部 合 計	11,498,814	9,511,080

科 目	金 額	
(負債の部)	令和6年度	令和7年度
預 金 積 金	8,222,441	8,020,198
当 座 預 金	15,118	14,381
普 通 預 金	3,448,995	3,609,253
貯 蓄 預 金	3,774	1,274
通 知 預 金	—	—
定 期 預 金	4,518,233	4,188,147
定 期 積 金	224,186	197,425
そ の 他 の 預 金	12,133	9,714
譲 渡 性 預 金	—	—
借 入 金	2,847,200	1,036,160
借 入 金	—	—
当 座 借 越	2,847,200	1,036,160
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 け	—	—
外 国 他 店 借	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	13,329	15,662
未 決 済 為 替 借	1,070	1,271
未 払 費 用	4,106	6,351
給 付 補 填 備 金	167	167
未 払 法 人 税 等	595	588
前 受 収 益	2,935	4,333
払 戻 未 済 金	2,740	2,255
職 員 預 り 金	—	—
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リ ー ス 債 務	—	—
資 産 除 去 債 務	—	—
そ の 他 の 負 債	1,714	695
賞 与 引 当 金	1,700	1,700
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	19,212	21,726
役員退職慰労引当金	—	—
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債 務 保 証	3,159	2,787
負 債 の 部 合 計	11,107,043	9,098,235
(純資産の部)		
出 資 金	233,784	234,341
普 通 出 資 金	133,784	134,341
優 先 出 資 金	100,000	100,000
そ の 他 の 出 資 金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	100,000	100,000
資 本 準 備 金	100,000	100,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	57,987	78,504
利 益 準 備 金	16,961	18,261
そ の 他 利 益 剰 余 金	41,026	60,242
特 別 積 立 金	—	—
(うち特別積立金)	—	—
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	41,026	60,242
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	391,771	412,845
その他有価証券評価差額金	—	—
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評価・換算差額等合計	—	—
純 資 産 の 部 合 計	391,771	412,845
負債及び純資産の部合計	11,498,814	9,511,080

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年	その他	2年～20年
----	---------	-----	--------
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

 - 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額	207,181百万円
差引額	35,953百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日） 0.071%
 - 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円（財政上の剰余金44,804百万円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金0百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって行っております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 なし
- 有形固定資産の減価償却累計額 283百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	17百万円
危険債権額	33百万円
三月以上延滞債権額	0百万円
貸出条件緩和債権額	0百万円
合計額	50百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。

- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	200百万円
	有価証券	928百万円

担保資産に対応する債務 1,000百万円

上記のほか、為替決済等保証金として定期預け金230百万円を担保提供しております。

- 出資1口当りの純資産額 1,575円58銭

- 金融商品に関する事項

- 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務、及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制

- 信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか本部担当部署により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、業務グループがチェックしております。

- 市場リスクの管理

- 金利リスクの管理

当組合は、NBAシステムによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程等により管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会で決定されたりリスク管理の方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

- 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、常勤理事会では、事前審査、投資限度額の設定のほか、担当部署によるNBAシステム等によって継続的なモニタリングを行い、価格変動リスクの軽減を図っており、これらの情報は定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

- 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は106百万円減少するものと把握しております。

ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を想定しているため、金利以外のリスク変数が変化した場合のリスク量は補足できません。イールドカーブの影響を大きく受ける商品の場合不正確になる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

18. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	1,562	1,548	▲14
(2) 有価証券	1,121		
満期保有目的の債券	1,096	1,039	▲57
その他有価証券	24	24	0
(3) 貸出金 (*1)	6,433		
貸倒引当金 (*2)	▲29		
	6,404	6,480	76
金融資産計	9,088	9,091	3
(1) 預金積金 (*1)	8,020	7,962	▲58
(2) 借入金 (*1)	1,036	1,036	-
金融負債計	9,056	8,998	▲58

(*1) 預け金、貸出金、預金積金および借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については19.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	24
組合出資金 (*2)	44
合 計	68

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金（全信組連出資金等）については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

19. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地 方 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
社 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
そ の 他	- 百万円	- 百万円	- 百万円
小 計	- 百万円	- 百万円	- 百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	311百万円	305百万円	▲6百万円
地 方 債	259百万円	254百万円	▲5百万円
社 債	525百万円	479百万円	▲45百万円
そ の 他	- 百万円	- 百万円	- 百万円
小 計	1,096百万円	1,039百万円	▲57百万円
合 計	1,096百万円	1,039百万円	▲57百万円

（注）時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	- 百万円	- 百万円	- 百万円
債 券	- 百万円	- 百万円	- 百万円
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
社 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
そ の 他	- 百万円	- 百万円	- 百万円
小 計	- 百万円	- 百万円	- 百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	24百万円	24百万円	- 百万円
債 券	- 百万円	- 百万円	- 百万円
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地方債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
そ の 他	- 百万円	- 百万円	- 百万円
小 計	24百万円	24百万円	- 百万円
合 計	24百万円	24百万円	- 百万円

（注）貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

20. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

21. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

22. 当事業年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。

23. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	50百万円	877百万円	- 百万円	168百万円
国 債	- 百万円	311百万円	- 百万円	- 百万円
地方債	- 百万円	259百万円	- 百万円	- 百万円
社 債	50百万円	306百万円	- 百万円	168百万円
そ の 他	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
合 計	50百万円	877百万円	- 百万円	168百万円

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	186,935	186,449
資 金 運 用 収 益	171,225	175,009
貸 出 金 利 息	154,974	156,889
預 け 金 利 息	7,929	10,208
買 入 手 形 利 息	—	—
コールローン利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	6,200	6,490
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	2,120	1,419
役 務 取 引 等 収 益	6,722	6,421
受入為替手数料	1,763	1,794
その他の役務収益	4,959	4,627
そ の 他 業 務 収 益	4,515	3,532
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	4,515	3,532
そ の 他 経 常 収 益	4,472	1,486
貸倒引当金戻入益	3,757	—
償却債権取立益	530	535
株 式 等 売 却 益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	185	951
経 常 費 用	163,533	167,131
資 金 調 達 費 用	5,741	8,095
預 金 利 息	3,330	7,149
給付補填備金繰入額	70	83
譲渡性預金利息	—	—
借 用 金 利 息	—	21
売 渡 手 形 利 息	—	—
コールマネー利息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	2,340	841
役 務 取 引 等 費 用	37,645	38,856
支払為替手数料	1,319	1,410
その他の役務費用	36,326	37,445
そ の 他 業 務 費 用	6	95
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	6	95
経 費	120,127	119,427
人 件 費	64,251	60,853
物 件 費	48,850	51,166
税 金	7,024	7,407
そ の 他 経 常 費 用	12	656
貸倒引当金繰入額	—	638
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	12	17
経常利益 (又は経常損失)	23,402	19,317

科 目	令和6年度	令和7年度
特 別 利 益	—	3,727
固 定 資 産 処 分 益	—	3,727
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	10,220	126
固 定 資 産 処 分 損	216	126
減 損 損 失	9,729	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	274	0
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	13,181	22,917
法人税、住民税及び事業税	888	888
法 人 税 等 調 整 額	—	—
法 人 税 等 合 計	888	888
当期純利益 (又は当期純損失)	12,293	22,029
繰越金 (当期首残高)	28,732	38,213
目的積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	41,026	60,242

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益は154円55銭



餌肥杉ミステリーサークル

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	41,026	60,242
積立金取崩額	0	0
剰余金処分額	2,813	3,813
利益準備金	1,300	2,300
普通出資に対する配当金	333	333
	(年0.25%の割合)	(年0.25%の割合)
優先出資に対する配当金	1,180	1,180
	(年0.59%の割合)	(年0.59%の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
特別積立金	—	—
うち目的積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	38,213	56,429

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	64,251	60,853
報酬給料手当	50,816	47,809
退職給付費用	4,735	5,127
その他	8,700	7,916
物 件 費	48,850	51,166
事務費	28,793	32,139
固定資産費	7,925	8,289
事業費	2,579	2,500
人事厚生費	460	396
有形固定資産償却	7,556	6,285
無形固定資産償却	340	340
その他	1,196	1,215
税金	7,024	7,407
経費合計	120,127	119,427

粗利益

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	171,225	175,009
資金調達費用	5,741	8,095
資金運用収支	165,484	166,913
役務取引等収益	6,722	6,421
役務取引等費用	37,645	38,856
役務取引等収支	△ 30,922	△ 32,435
その他業務収益	4,515	3,532
その他業務費用	6	95
その他業務収支	4,508	3,437
業務粗利益	139,070	137,915
業務粗利益率	1.16%	1.34%
業務純益	18,942	18,264
実質業務純益	18,942	18,487
コア業務純益	18,942	18,487

- (注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

役務取引の状況

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	6,722	6,421
受入為替手数料	1,763	1,794
その他の受入手数料	4,954	4,619
その他の役務取引等収益	5	7
役務取引等費用	37,645	38,856
支払為替手数料	1,319	1,410
その他の支払手数料	19,430	20,877
その他の役務取引等費用	16,895	16,568

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減	2,231	3,783
支払利息の増減	1,043	2,354

業務純益

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
業務純益	18,942	18,264

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	179,759	180,299	180,665	186,935	186,449
経常利益	12,237	12,568	17,709	23,402	19,317
当期純利益	11,044	10,210	15,779	12,293	22,029
預金積金残高	8,969,042	8,507,710	8,390,788	8,222,441	8,020,198
貸出金残高	6,107,573	6,174,126	6,346,506	6,412,987	6,433,473
有価証券残高	134,736	496,297	1,162,897	1,546,579	1,121,212
総資産額	13,924,173	12,774,083	12,664,806	11,498,814	9,511,080
純資産額	351,989	363,820	379,805	391,771	412,845
自己資本比率(単体)	6.04 %	6.37 %	6.37 %	7.12 %	7.42 %
出資総額	227,783	230,897	232,604	233,784	234,341
出資総口数	147,783 □	150,897 □	152,604 □	153,784 □	154,341 □
出資に対する配当金	1,492	1,501	1,507	1,513	1,513
職員数	15 人	15 人	14 人	13 人	10 人

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の充実の状況

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	390,258	411,331
うち、出資金及び資本剰余金の額	333,784	334,341
うち、利益剰余金の額	57,987	78,504
うち、外部流出予定額 (△)	1,513	1,513
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,405	6,629
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,405	6,629
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	396,664	417,961
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,331	1,331
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	1,331	1,331
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,331	1,331
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ) (ハ))	395,333	416,629
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,243,700	5,301,295
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	307,344	311,437
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	5,551,044	5,612,733
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	7.12%	7.42%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	6年度	11,979 ^{百万円}	171,225 ^{千円}	1.42 [%]	
	7年度	10,289	175,009	1.70	
	う ち 貸 出 金	6年度	6,327	154,974	2.44
		7年度	6,280	156,889	2.49
	う ち 預 け 金	6年度	4,171	7,929	0.19
		7年度	2,533	10,208	0.40
	う ち 有 価 証 券	6年度	1,436	6,200	0.43
		7年度	1,431	6,490	0.45
資 金 調 達 勘 定	6年度	11,930	5,741	0.04	
	7年度	10,213	8,095	0.07	
	う ち 預 金 積 金	6年度	8,583	3,401	0.03
		7年度	8,213	7,233	0.08
	う ち 譲 渡 性 預 金	6年度	—	—	—
		7年度	—	—	—
	う ち 借 用 金	6年度	3,346	—	—
		7年度	2,000	21	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（6年度32百万円、7年度37百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.18	0.18
総資産当期純利益率	0.09	0.20

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 利 回 (a)	1.42	1.70
資 金 調 達 原 価 率 (b)	1.05	1.24
総資金利鞘 (a - b)	0.37	0.46

有価証券の時価等情報

該当事項なし

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	24	24
組 合 出 資 金	44	44
合 計	68	68

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるものの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないものの	国 債	723	716	△ 6	311	305	△ 6
	地 方 債	258	254	△ 4	259	254	△ 5
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	540	518	△ 21	525	479	△ 45
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,522	1,489	△ 32	1,096	1,039	△ 57
合 計		1,522	1,489	△ 32	1,096	1,039	△ 57

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	小 計	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
合 計	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

運用目的の金銭の信託

(単位：千円)

令和6年度		令和7年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—

- (注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	4,515	3,532
その他業務収益合計	4,515	3,532

預貸率及び預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(期 末)	77.99	80.21
	(期 中 平 均)	73.71	76.46
預 証 率	(期 末)	18.80	13.97
	(期 中 平 均)	16.73	17.42

- (注) 1. 預貸率 = 貸出金 / 預金積金 + 譲渡性預金 × 100
 2. 預証率 = 有価証券 / 預金積金 + 譲渡性預金 × 100

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
1店舗当りの預金残高	8,222,441	8,020,198
1店舗当りの貸出金残高	6,412,987	6,433,473

- (注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
職員1人当りの預金残高	548,162	572,871
職員1人当りの貸出金残高	427,532	459,533

- (注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	3,553,603	41.4	3,530,163	43.0
定期性預金	5,029,973	58.6	4,683,591	57.0
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	8,583,577	100.0	8,213,754	100.0

財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
財 形 貯 蓄 残 高	—	—

預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	6,234,371	75.8	5,941,535	74.1
法 人	1,988,070	24.2	2,078,662	25.9
一般法人	1,474,234	17.9	1,744,973	21.7
金融機関	3,034	0.0	3,044	0.0
公 金	510,802	6.2	330,645	4.1
合 計	8,222,441	100.0	8,020,198	100.0

定期預金種類別残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固定金利定期預金	4,299,671	3,986,691
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	218,561	201,456
合 計	4,518,233	4,188,147

資 金 運 用

貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	159,905	2.5	88,966	1.4
証 書 貸 付	5,904,650	93.3	5,897,647	93.9
当 座 貸 越	262,570	4.2	294,166	4.7
合 計	6,327,126	100.0	6,280,780	100.0

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	令和6年度末	405,228	317,786	—	—
	令和7年度末	—	311,712	—	—
地 方 債	令和6年度末	—	258,910	—	—
	令和7年度末	—	259,287	—	—
短期社債	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
社 債	令和6年度末	—	361,086	—	179,118
	令和7年度末	50,044	306,999	—	168,719
株 式	令和6年度末	24,450	—	—	—
	令和7年度末	24,450	—	—	—
外国証券	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
その他の証券	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
合 計	令和6年度末	429,678	937,783	—	179,118
	令和7年度末	74,494	877,999	—	168,719

有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	603,840	42.0	613,394	42.9
地 方 債	258,534	18.0	258,911	18.0
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	549,936	38.3	534,854	37.4
株 式	24,450	1.7	24,450	1.7
外 国 証 券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合 計	1,436,760	100.0	1,431,611	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金 積 金	令和6年度	62,920	1.0
	令和7年度	57,004	0.8
有 価 証 券	令和6年度	—	—
	令和7年度	—	—
動 産	令和6年度	—	—
	令和7年度	—	—
不 動 産	令和6年度	3,605,957	56.2
	令和7年度	3,556,537	55.3
そ の 他	令和6年度	—	—
	令和7年度	—	—
小 計	令和6年度	3,668,877	57.2
	令和7年度	3,613,541	56.2
信 用 保 証 協 会・信用保険	令和6年度	130,006	2.0
	令和7年度	123,343	1.9
保 証	令和6年度	1,983,228	30.9
	令和7年度	2,006,808	31.2
信 用	令和6年度	630,873	9.8
	令和7年度	689,779	10.7
合 計	令和6年度	6,412,987	100.0
	令和7年度	6,433,473	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利 貸 出	1,662,604	1,741,595
変 動 金 利 貸 出	4,750,383	4,691,878
合 計	6,412,987	6,433,473

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	6,405	△ 1,817	6,629	223
個別貸倒引当金	21,960	△ 1,939	22,375	414
合 計	28,366	△ 3,757	29,004	638

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	854,778	31.1	844,374	31.6
住宅ローン	1,892,798	68.9	1,828,849	68.4
合 計	2,747,576	100.0	2,673,223	100.0

貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	1,747,053	27.2	1,823,984	28.4
設 備 資 金	4,665,933	72.8	4,609,488	71.6
合 計	6,412,987	100.0	6,433,473	100.0

貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	—



日南海岸

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	154,735	2.4	129,551	2.0
農 業、林 業	56,987	0.8	33,176	0.5
漁 業	6,542	0.1	1,406	0.0
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	263,278	4.0	396,599	6.2
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	819,777	12.7	757,864	11.8
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	368,680	5.7	379,774	5.9
金 融 業、保 険 業	50,662	0.7	46,987	0.7
不 動 産 業	934,229	14.5	1,083,998	16.8
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	19,552	0.2	18,208	0.3
宿 泊 業	1,832	0.0	1,827	0.0
飲 食 業	75,931	1.1	66,180	1.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	131,606	2.0	123,072	1.9
教 育、学 習 支 援 業	11,940	0.1	10,920	0.2
医 療、福 祉	136,231	2.1	190,996	3.0
そ の 他 の サ ー ビ ス	41,323	0.6	53,107	0.8
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	3,073,308	47.9	3,293,670	51.2
国・地 方 公 共 団 体 等	244,211	3.7	194,413	3.0
個 人 (住 宅・消 費・納 税 資 金 等)	3,095,467	48.2	2,945,388	45.8
合 計	6,412,987	100.0	6,433,473	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：千円、％）

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	9,789	8,321	1,468	9,789	100.0
	令和7年度	17,464	16,556	908	17,464	100.0
危険債権	令和6年度	34,394	13,901	20,492	34,394	100.0
	令和7年度	33,065	11,597	21,467	33,065	100.0
要管理債権	令和6年度	0	0	0	0.0	0.0
	令和7年度	0	0	0	0.0	0.0
	三月以上延滞債権	令和6年度	0	0	0.0	0.0
		令和7年度	0	0	0.0	0.0
	貸出条件緩和債権	令和6年度	0	0	0.0	0.0
		令和7年度	0	0	0.0	0.0
正常債権	令和6年度	6,377,862				
	令和7年度	6,391,481				
合 計	令和6年度	6,422,046				
	令和7年度	6,442,010				

- 注1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（上記1.及び2.を除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

法令遵守の体制

■法令遵守体制

「コンプライアンス」（法令等遵守）とは、金融機関の役職員として、その社会的責任と公共的使命を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」に基づきコンプライアンス統括部署を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布するとともに、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

さらに、全役職員に金融コンプライアンス・オフィサー2級認定資格、金融個人情報保護オフィサー認定資格取得を奨励するなど、法令等遵守の重要性の認識及びレベルアップを図りながら、体制の確立を目指しております。

報酬体系について

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」となっております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総

代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：千円）

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬	8,180

注1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は3名です

2. 上記の内訳は、「基本報酬」7,980千円、「賞与」200千円となっております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員（非常勤役員を除く）に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務グループ^(※1)にお申し出ください。

【宮崎県南部信用組合業務グループ】

電 話：0987-27-3005^(※1)

受 付 日：月曜日～金曜日

（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<https://www.m-nanbu.shinkumi.jp/>^(※2)

■紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

福岡県弁護士会紛争解決センター

・天神弁護士センター（電話：092-741-3208）

・北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

・久留米センター（電話：0942-30-0144）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務グループまたはしんくみ相談所にお申し出ください^(※1)。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳でありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日

（祝日及び協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

リスク管理体制 一定性的事項一

■自己資本調達手段の概要

発 行 主 体	宮崎県南部信用組合	宮崎県南部信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的 永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	134百万円	200百万円
償 還 期 限	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—

（注）当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等より構成されております。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実度に関しましては、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保てる水準にあると評価しております。

■信用リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク 管理の方針	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失という損失を受けるリスクをいいます。
管 理 体 制	当組合では、信用リスクを管理すべき最重要リスクであると認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、役職員に理解と遵守を促すことによって信用リスクの管理を徹底しております。
評 価 ・ 計 測	信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、大口与信先等の管理など様々な角度から分析を行っております。

●貸倒引当金の計算基準

個別貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しております。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスクウェイトの判定に使用している内外の適格格付機関は以下の格付機関を採用しております。

1. 株式会社日本格付研究所（JCR）
2. S & Pグローバル・レーティング（S & P）

●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、一般保証などが該当します。当組合では、融資案件に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

■オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、または外生的事象に起因することから当組合が損失を被るリスク」としております。
管理体制	当組合では、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各リスクに対して管理体制や管理方法に関する基本方針を定めております。
評価・計測	当組合では、リスクの計測については標準的計測手法を採用することとし、体制を整備しております。また、これらのリスクについては常勤理事会において協議・検討を行っております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	時価評価にかかる損失等のリスクであり、当組合では出資金等が該当します。
管理体制	当組合が保有する出資金等につきましては当組合が定める余裕は資金運用規程などに基づいた適正な運用を行っており、その状況については適宜経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	財務諸表や運用報告を基に評価するとともに自己査定における時価評価を行っております。なお、当該取引に係る会計処理については当組合有価証券運用基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
管理体制	当組合では定期的な評価・計測を行い、常勤理事会でストレステスト等により、適宜、対応を講じる体制としております。
評価・計測	当組合では、NBAシステムを採用し、金利リスクを算出しております。

●内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- △EVEについては、経済的価値が減少する場合は、正の値で表示しています。
- コア預金については、流動性預金額の50%相当額とし、期間を0～5年に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。
（金融庁が定める保守的な前提）
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。
- △EVEの集計にあたっては通貨間の相関を考慮せず、正の値の通貨のみを単純合算しています。

（単位：百万円）

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	106	141	10	13
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	74	99		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	15	19		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	106	141	10	13
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	416		395	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。



鵜戸神宮

リスク管理体制 一定量的事項

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の充実の状況P.10をご参照ください

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	5,243	209	5,301	212
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	5,243	209	5,301	212
(i) ソブリン向け	56	2	55	2
(ii) 金融機関向け	317	12	310	12
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け	1,146	45	1,268	50
(v) 中小企業等・個人向け				
(vi) 中堅中小企業等・個人向け	1,394	55	1,340	53
トランザクター向け	—	—	—	—
(vii) 抵当権付住宅ローン				
(viii) 不動産取得等事業向け				
(ix) 不動産関連向け	2,044	81	2,053	82
自己居住用不動産等向け	970	38	933	37
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	1,073	42	1,119	44
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
(xi) 三月以上延滞等				
(xii) 延滞等向け	9	0	8	0
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
(xiv) 出資等				
出資等のエクスポージャー				
重要な出資のエクスポージャー				
(xv) 株式等	24	0	32	1
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	50	2	47	1
(xix) その他	199	7	183	7
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	0	0	0	0
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	307	12	311	12
BI	204		207	
BIC	24		24	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	5,551	222	5,612	224

(注1) 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		その他			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業		164	136	164	136	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業		75	48	75	48	—	—	—	—	2	1
漁 業		10	5	10	5	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
建 設 業		311	441	311	441	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業		892	831	842	781	50	50	—	—	—	—
情 報 通 信 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		402	412	402	412	—	—	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業		3,260	1,685	56	52	—	—	3,204	1,633	—	—
不 動 産 業		940	1,090	940	1,090	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		24	22	24	22	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		1	1	1	1	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		129	115	129	115	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		180	169	180	169	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業		11	10	11	10	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		136	191	136	191	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		98	107	98	107	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		1,716	1,242	244	194	1,472	1,048	—	—	—	—
個 人		2,929	2,794	2,929	2,794	—	—	—	—	—	0
そ の 他		181	172	—	—	—	—	181	172	—	—
業 種 別 合 計		11,467	9,479	6,560	6,576	1,522	1,098	3,385	1,805	2	1
1 年 以 下		5,189	3,767	2,117	2,625	405	50	2,667	1,092		
1 年 超 3 年 以 下		2,480	2,346	1,343	1,069	937	877	200	400		
3 年 超 5 年 以 下		1,158	1,131	958	1,131	—	—	200	—		
5 年 超 7 年 以 下		1,010	986	1,010	936	—	—	—	50		
7 年 超 10 年 以 下		1,009	642	959	642	—	—	50	—		
10 年 超		199	193	20	25	179	168	—	—		
期間の定めのないもの		422	413	153	148	—	—	268	263		
残 存 期 間 別 合 計		11,467	9,479	6,560	6,576	1,522	1,098	3,385	1,805		

- 注1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。また、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.14の「一般貸倒引当金、個別

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」には当該引当金の金額は含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業	2	1	—	0	—	—	0	—	1	1	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	7	7	—	—	—	—	0	0	7	6	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	5	5	—	—	—	—	0	1	5	3	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	8	8	—	—	—	—	0	0	8	8	—	—
合 計	23	21	—	2	—	—	1	1	21	22	—	—

注1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイトの加重平均値（％）	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		信用リスク・アセットの額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
現金	159	171	—	—	159	171	—	—	—	—	0%	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	726	312	—	—	726	312	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	503	453	—	—	503	453	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	491	476	—	—	491	476	—	—	49	47	10%	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,141	1,565	—	—	1,541	1,365	—	—	317	310	21%	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	1,411	1,555	58	76	1,400	1,528	5	7	1,146	1,268	81%	83%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,690	1,645	1,330	1,274	1,639	1,608	117	112	1,394	1,340	79%	78%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	2,962	2,944	—	—	2,954	2,943	—	—	2,044	2,053	69%	70%
自己居住用不動産等向け	1,874	1,815	—	—	1,873	1,815	—	—	970	933	52%	51%
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	1,088	1,128	—	—	1,080	1,128	—	—	1,073	1,119	99%	99%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	13	11	—	0	13	11	—	0	9	8	71%	76%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	1	1	—	—	1	1	—	—	0	0	20%	20%
信用保証協会等による保証付	124	116	—	—	124	116	—	—	7	7	6%	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付株式等	24	24	—	—	24	24	—	—	24	32	100%	130%
合　　計									4,993	5,069		

注1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
	令和6年度																
現金	159	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	726	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	503	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	491	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	1,454	－	87	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	42	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	50	－	－	－	－
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	316	－	－	－	－
トラザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	－	78	－	167	51	215	－	－	－	125	－	－	358	－	－	－	－
自己居住用不動産等向け	－	66	－	167	51	215	－	－	－	125	－	－	358	－	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
A D C 向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7	－	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	49	74	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	1,438	686	－	1,623	51	302	－	－	－	125	－	－	732	－	－	－	－

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	159	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	726	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	503	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	491	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,541	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	1,314	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,406	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	820	-	-	-	-	620	-	-	-	-	-	-	-	-	1,757	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	1,058	19	-	-	153	-	-	-	717	-	-	9	-	-	-	2,954	
自己居住用不動産等向け	870	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,873	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	188	-	-	-	153	-	-	-	717	-	-	9	-	-	-	1,080	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	13	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	124	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	24	
合 計	1,058	839	-	1,314	153	-	626	-	717	-	-	9	24	-	-	9,704	

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
	令和7年度																
現金	171	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	312	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け	453	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の政府関係機関向け	－	476	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	1,265	－	25	－	－	－	－	－	－	50	－	－	－	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	25	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	52	－	－	－	
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	368	－	－	－	
トラザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
不動産関連向け	－	58	－	146	74	196	－	－	－	168	－	－	337	－	－	－	
自己居住用不動産等向け	－	58	－	146	74	196	－	－	－	168	－	－	337	－	－	－	
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
A D C 向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5	－	－	－	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
取立未済手形	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
信用保証協会等による保証付	40	76	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
合 計	978	644	－	1,412	74	222	－	－	－	168	－	－	813	－	－	－	

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和7年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	171	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	312	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	453	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	476	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	1,365	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	1,458	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,535	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	760	-	-	-	-	585	-	-	-	-	-	-	-	-	1,721	
トラザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	987	27	-	-	261	-	-	-	677	-	-	8	-	-	-	2,943	
自己居住用不動産等向け	806	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,815	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	181	-	-	-	261	-	-	-	677	-	-	8	-	-	-	1,128	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	0	-	-	-	11	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	24	
合 計	987	787	-	1,458	261	-	616	-	677	-	-	8	24	-	-	9,135	

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	5,708			4,102
40%～70%	1,919			1,916
75%	768	1,278	10%	839
80%				
85%	1,319	58	10%	1,314
90%～100%	783	51	12%	779
105%～130%	717			717
150%	9			9
250%	24			24
400%				
1250%				
その他				
合 計	11,250	1,389	10%	9,704

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	3,531			3,331
40%～70%	1,947	232	10%	1,969
75%	730	1,011	10%	787
80%				
85%	1,477	76	10%	1,458
90%～100%	880	30	13%	877
105%～130%	677			677
150%	8			8
250%	24			24
400%				
1250%				
その他				
合 計	9,279	1,350	10%	9,135

(注)「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことであります。

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,688	281	316	370		

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

■投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし



芋を洗う幸島の猿

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	68	—	68	—
合 計	68	—	68	—

（注）投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

そ の 他 業 務

代理貸付残高の内訳

（単位：千円）

区 分	令和6年度	令和7年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	15,796	13,936
独立行政法人住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	—	—
そ の 他	—	—
合 計	15,796	13,936

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

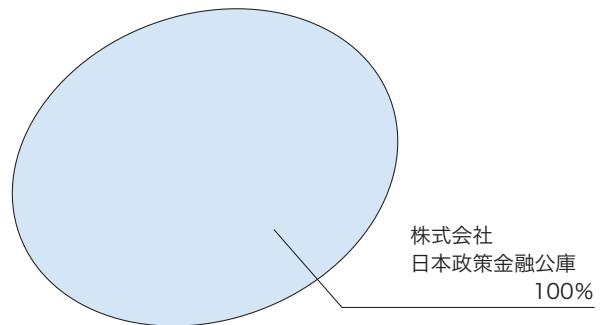
公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

■令和7年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第44期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月26日

宮崎県南部信用組合
理事長 松本 健二

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。したがって、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）」等につきましては、会計監査人の監査によらず、当組合監事による監査を受けております。

手数料一覧

(令和8年6月30日現在)

種 類				組 合 員	一 般
振込	窓口利用	同一店内	3万円未満	220円	220円
			3万円以上	220円	220円
		他行あて	3万円未満	660円	660円
			3万円以上	880円	880円
	ATM利用	同一店内	3万円未満	無料	55円
			3万円以上	55円	110円
		他行あて	3万円未満	330円	550円
			3万円以上	550円	770円
	インター ネット バンキング	同一店内	3万円未満	無料	無料
			3万円以上	無料	無料
		他行あて	3万円未満	110円	110円
			3万円以上	110円	110円
送金	同一店内			220円	220円
	他 行	電信扱		880円	880円
代金取立	同一店内			無料	無料
	他 行	同一交換所における手形		220円	220円
		その他地域	至急扱	880円	880円
			普通扱	880円	880円
その他	振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料			880円	880円
種 類					料 金
当座預金	小切手帳	1冊 (50枚)		660円	
	約束手形帳	1冊 (50枚)		880円	
自己宛小切手					550円
通帳証書等再発行					1,100円
カード再発行					1,100円
証明書発行手数料	残高証明書	1通		330円	
	融資証明書	1通		330円	
	その他証明書	1通		1,100円	
ATM手数料 (払戻1回につき)		当組合カード	県内信用組合	その他	
平日18時まで (土曜14時まで)		無料	110円	110円	
平日18時以降 (土曜14時以降)		無料	220円	220円	
日曜日・祝日 (出金のみ)		110円	220円	220円	

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

区 分		令和6年度末		令和7年度末	
		件数	金 額	件数	金 額
送 金・振 込	他の金融機関向け	2,607	2,594,611	3,122	2,089,915
	他の金融機関から	9,934	2,925,764	9,709	2,397,259
代 金 取 立	他の金融機関向け	15	2,669	19	998
	他の金融機関から	0	0	4	5,310



ジャカラダの花と日南海岸

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金・定期預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

イ 債務の保証業務

ロ 代理業務

(a)全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、
(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b)独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

ハ 地方公共団体の公金取扱業務

当組合の子会社

該当事項なし



都井岬火祭り

しんくみの日週間（9月1日から7日）



近隣道路のごみ拾いを役職員で行いました。

美化運動



来店プレゼント



吾田東小学校生徒の夏休み作品展

しんくみピーターパンカード寄付金贈呈式

2025年度上期しんくみピーターパンカード利用代金に係る寄付金を、青少年の健全育成を目的として令和7年9月5日、「NPO法人日南子ども食堂」に贈呈いたしました。

「しんくみピーターパンカード」は、すべての子供たちとその家族の、こころと身体の健全な育成を支援するカードです。

しんくみピーターパンカードでショッピングすると、ご利用額の0.5%が信組業界の選定したチャリティ関連諸団体やロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院子どもチャリティに寄付されます（カードご利用者にご負担をかけることはありません）。この寄付金は日本の障害や難病とたたかっている子供たちやその家族への支援活動、および子供たちの健全育成活動に、さらに世界の病気の子供たちに役立てられます。



SNS発信



令和7年、高校生によるインスタグラム作成で当組合のPRを行いました。

学校との連携



令和7年7月8日～11日の4日間、宮崎県立日南振徳高校生3名のインターンシップ受入を行いました。

企業説明会



令和7年11月5日、宮崎県立日南振徳高校にて開催されたビジネス基礎講座説明会に講師として協力しました。

地域イベントへの参加



令和7年10月10日、「なんごう黒潮まつり」に参加し地域との交流を図りました。



完熟前のマンゴー

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は「地域の発展への奉仕」を基本方針とし、健全性を保ちつつ、金融業務を通じ、地域に適切に資金を提供していくことを目指しております。

令和7年度は、日本銀行が政策金利の引き上げを実施するなど金融政策の正常化へ進んでいますが、私どもの主な取引先である中小企業においては原材料価格の高騰や慢性的な人的不足、更には経営者の高齢化や後継者不足による事業承継も喫緊の課題となる等、引き続き経営環境は厳しさを増しています。

当組合は全国でも最小規模の信用組合ですが、小規模であるが故に小回りの効くあることの特長を生かし、組合を取り巻く企業とのマッチング、時代の変化に対応できる金融商品・金利設計により、他金融機関との差別化を図り、地域の中で認められる信用組合として成長していきたいと考えています。

預金を通じた地域貢献

当組合ではこれまでも「期間限定のキャンペーン定期」を発売して参りましたが、令和7年度は、4月から米不足を始めとした物価高騰を応援する観点から「地元産お米プレゼント付定期預金」を販売致しました。また、令和7年12月には「冬の預金キャンペーン（定期預金）」を実施し、大変好評をいただき、喜んでいただきました。

今後も組合員を始めとする地域の皆様方へ預金受入を通じて、利益還元のできる取組を継続してまいります。



融資を通じた地域貢献

事業者に対する経営相談は「宮崎県事業引継支援センター・宮崎県よろず支援拠点」と連携し、円滑な事業者支援のほか、経営改善に向けた支援の取組を継続して行いました。ご相談いただいた先も円滑な事業承継に向け、安心した取組ができるほか、経営改善に向け順調に取引先・売上増加に繋がっております。

一方、個人のお客向けには、インターネットでの融資の事前審査申込が好評であることから、さらなる融資の利便性向上に努めて参ります。



取引先への支援状況等

- (1) 要注意先等のランクアップへの取組み
要注意先等のお取引先に対し、経営改善指導や支援によりランクアップへの取組を行っています。
- (2) 事業再生支援
経営改善支援・事業再生支援への取組み状況については、経営改善支援の必要性のある債務者に対し、コンサルティング機能、情報提供機能を発揮し、財務管理手法や経費節減に資する助言、指導を行っています。
- (3) 創業・新事業支援
商工会議所、商工会との連携により、創業・新事業支援に関する情報交換、案件発掘等を行い、また、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫との連携強化を図り、支援強化に努めております。
- (4) 事業承継支援
「宮崎県事業承継ネットワーク」に参画し、商工団体等と連携し事業承継に係る取組を行っています。
また、事業承継・M&Aプラットフォーム「TRANBI（トランビ）」を運営する株式会社トランビと業務提携し、取引先企業への事業承継支援サービスの提供を行っています。

地域・業域・職域サービスの充実

当組合では、次のような取引先のニーズに応じた活動を行っています。

- (1) 顧客の組織化とその活動状況
当組合の取引先と「日南・串間地域活性化プロジェクト会議」を平成29年9月に立ち上げ、ビジネスマッチングや地域経済活性化に関する意見交換会を開催しました。
- (2) 情報提供活動
当組合では、組合員間のビジネスマッチングはもとより、全国信用組合中央協会・全国信用協同組合連合会を通じた地域情報の積極的な発信を行っています。
- (3) 職域提携
当組合では、平成27年度から職域提携企業との間で覚書を締結させていただいております。
- (4) 地方公共団体との包括的連携協定
当組合では、平成28年1月日南市との間で地方創生に係る「包括的連携協定」を締結、平成28年5月串間市との間で地方創生に係る「包括的連携協定」を締結し、地方公共団体と連携して地域の課題解決のための取組を行っています。その一環として、定期的に日南市高橋市長を始めとする市幹部職員との意見交換会を実施しております。

文化的・社会的貢献に関する活動

当組合では、次のような文化的・社会的貢献に関する活動を行っています。

- (1) 商工会議所、商工会、商工団体、NPO法人等の行事に参加し、協賛しております。
- (2) 福祉施設等の行事に参加しております。
- (3) 幼稚園、小・中学校の行事に参加しております。
- (4) 清掃活動を通じ、環境の保全・美化に努めております。
- (5) 環境問題への取組みの一環として、クールビズ、その他の省エネルギー対策等を実施しております。
- (6) しんくみピーターパンカード利用代金等に係る寄付金を青少年の健全育成を目的に贈呈しています。
- (7) 地域防災の要である消防団員に対して専用ローン「まもるくん」を提供しております。
- (8) 各地域の行事に参加しております。

企業の社会的責任（CSR）について

信用組合は中小規模の事業者および勤労者などの組合員の預金を受け入れ、必要な資金を供給することなどにより、組合員の経済的地位の向上を図ることを目的としており、当組合は金融機関として、重い公共的使命が課されていることを認識し、役職員は次の通り行動いたします。

- ▶信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図ります。
- ▶地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じ、地域社会・地域経済の発展に貢献いたします。
- ▶あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとるこ

とのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

- ▶経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
- ▶職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保いたします。
- ▶資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
- ▶信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組みます。
- ▶社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、これを断固として排除し、関係遮断を徹底いたします。

地域密着型金融の取組み状況

地域活性化につながる多様なサービスの提供

■文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

- ◎2025年度、上期しんくみピーターパンカード利用代金に係る寄付金を、青少年の健全育成を目的として2025年9月5日、「NPO法人日南こども食堂」に贈呈いたしました。

■地域貢献に資する預金・融資商品の提供

- ◎令和7年12月、冬期限定「冬の定期預金キャンペーン」を販売し、上乗せ金利にて販売しました。
- ◎令和7年4月、物価高対応「しんくみみらい定期預金」を発売、地元産の新米をプレゼントする企画をしました。
- ◎令和6年12月、冬期限定「ウインターキャンペーン」定期預金を販売しました。
- ◎令和6年11月、住宅ローン事前審査について、インターネットからの申込みを開始しました。
- ◎令和6年2月、インターネットバンキングの導入を記念して「DXプレミアム記念定期預金」の取扱いを開始しました。

- ◎令和6年2月、当座貸越型極度貸付の取扱いを開始しました。
- ◎令和5年11月、「感謝95周年記念ありがとう！」定期預金を販売しました。
- ◎令和4年11月、新大型教育ローン「すすむくん」を発売しました。
- ◎令和2年11月、独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する覚書を締結致しました。
- ◎令和2年10月より安心サービス随時払い型カードローン「おまもりくん」を発売しました。
- ◎令和元年11月より日本政策金融公庫との協調融資商品「ベスト！スクラム」を販売しました。
- ◎令和元年8月より宮崎県林業・木材産業改善資金の利用が可能となりました。
- ◎令和元年5月より農林漁業信用基金（林業信用保証）の利用が可能となりました。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

（単位：先数、％）

期初債務者数（A）					経営改善支援取 組み率 （α／A）	ランクアップ率 （β／α）	再生計画策定率 （δ／α）
うち経営改善支援取組み先（α）							
		αのうち期末に債務 者区分がランクアッ プした先数（β）	αのうち期末に債 務者区分が変化し なかった先（γ）	αのうち再生計画 を策定した先数 （δ）			
44	21	2	15	4	47.7%	9.5%	19.0%

注1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和7年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 α （アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが β には含んでおりません。

5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

- ◎お客様の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めて参ります。
- ◎お客様からの融資に関するご相談や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様が抱える問題・課題を十分把握した上で、その解決に向けて努力して参ります。
- ◎コンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれのお客様の問題・課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援して参ります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

金融円滑化法による組織体制を継承し、中小企業支援に向けた態勢整備を図っております。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

「中小企業の経営支援に関する連携協力協定」・「宮崎県中小企業経営支援会議（みやざき経営アシスト）」・「宮崎県事業承継ネットワーク」への参画、「みやざき事業再生ファンド」の組成など、中小企業の経営支援に向けた取組みを行っております。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善計画書策定に係る支援を4先実施しております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

区 分	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	10件	13件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	19%	34%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

地域の活性化に関する取組み状況

- ◎令和8.3 宮崎県事業承継・引継支援センター、宮崎県よろず支援拠点と連携し、地域の事業承継・再生支援に積極的に取り組みました。
- ◎令和7.9 しんくみピーターパンカード利用代金に係る寄付金を、青少年の健全育成を目的として「NPO法人日南こども食堂」に贈呈いたしました。
- ◎令和7.7 宮崎県立日南振徳高校生3名のインターンシップ受入を行いました。
- ◎令和6.9 「しんくみの日週間」において、健全な子供の成長を願い、吾田東小学校生徒の多くの作品を窓口に展示致しました。
- ◎令和6.7 日南振徳高校からインターンシップを受け入れ、高校生たちは信用組合を含む金融業務の全般につ

いて学びました。

- ◎令和6.2 油津協議会において、理事長が「日南・油津の活性化についての提言」と題して講演を行いました。
- ◎令和5.4 地域の課題解決を目的とした日南市企業連携協議会に加盟しました。
- ◎令和5.3 宮崎県よろず支援拠点から相談員の派遣を受け、当組合にて定期的な相談会を開催していくこととしました。
- ◎令和5.3 (株)サンビレッジほか2社とカーボンニュートラルに関する協定を締結しました。

店舗一覧表

（自動機器設置状況）（令和8年6月30日現在）

店名	住 所	電 話	ATM
本店	〒889-2541 宮崎県日南市吾田東十丁目8-16	0987-24-0205	1台
本部	〒889-2541 宮崎県日南市吾田東十丁目8-16	0987-27-3005	0台

店外CD・ATM

店 名	住 所	ATM
本 店 （ニシムタN'sCITY 串 間 店 内 設 置）	〒888-0001 宮崎県串間市大字西方5590 ニシムタN'sCITY串間店 1階	1台
本 店 （南郷相談所内設置）	〒889-3204 宮崎県日南市南郷町中村乙8241-2	1台

地区一覧

宮崎県内一円



堀川運河

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

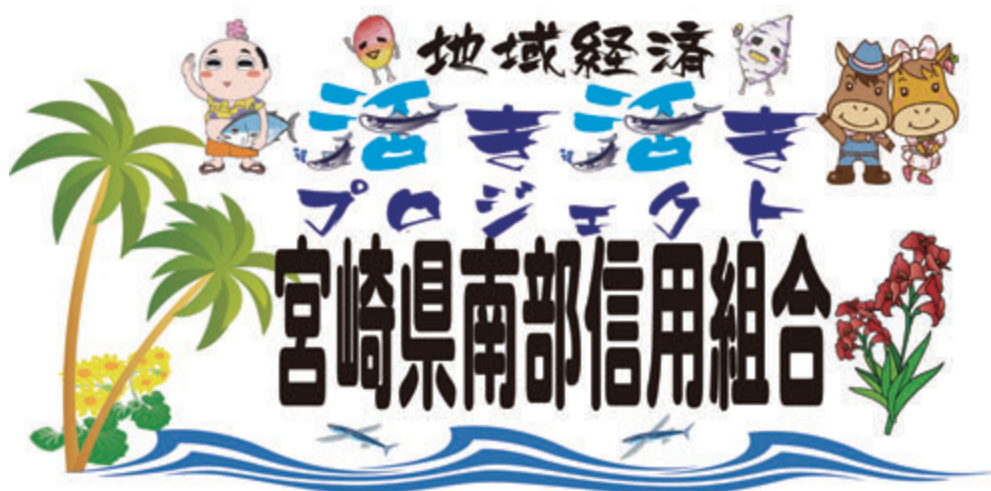
ごあいさつ	2	29. 役務取引の状況	9	【財産の状況】	
【概況・組織】		30. その他業務収益の内訳	12	57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書*	5.6.7.8.9
1. 事業方針	2	31. 経費の内訳	9	58. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況*	15
2. 事業の組織*	3	32. 総資産経常利益率*	11	59. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)*	10
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	3	33. 総資産当期純利益率*	11	60. 有価証券、金銭の信託等の評価*	11.12
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	30	【預金に関する指標】		61. 外貨建資産残高	24
5. 自動機器設置状況	30	34. 預金種目別平均残高*	13	62. オフバランス取引の状況	11
6. 地区一覧	30	35. 預金者別預金残高	13	63. 先物取引の時価情報	11
7. 組合員数	3	36. 財形貯蓄残高	13	64. オプション取引の時価情報	取扱いなし
8. 子会社の状況	25	37. 職員1人当り預金残高	12	65. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	14
【主要事業内容】		38. 1店舗当り預金残高	12	66. 貸出金償却の額*	14
9. 主要な事業の内容*	25	39. 定期預金種類別残高*	13	67. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**	24
10. 信用組合の代理業者*	取扱いなし	【貸出金等に関する指標】		68. 会計監査人による監査*	24
【業務に関する事項】		40. 貸出金種類別平均残高*	13	【その他の業務】	
11. 事業の概況*	3	41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	13	69. 内国為替取扱実績	25
12. 経常収益*	9	42. 貸出金金利区分別残高*	14	70. 外国為替取扱実績	24
13. 業務純益	9	43. 貸出金使途別残高*	14	71. 公共債窓販実績	24
14. 経常利益(損失)*	9	44. 貸出金業種別残高・構成比*	14	72. 公共債引受額	24
15. 当期純利益(損失)*	9	45. 預貸率(期末・期中平均)*	12	73. 手数料一覧	25
16. 出資総額、出資総口数*	9	46. 消費者ローン・住宅ローン残高	14	【その他】	
17. 純資産額*	9	47. 代理貸付残高の内訳	24	74. トピックス	26.27
18. 総資産額*	9	48. 職員1人当り貸出金残高	12	75. 当組合の考え方	2
19. 預金積金残高*	9.13	49. 1店舗当り貸出金残高	12	76. 沿革・歩み	2
20. 貸出金残高*	9.13.14	【有価証券に関する指標】		77. 継続企業の前提の重要な疑義*	該当なし
21. 有価証券残高*	9.13	50. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし	78. 総代会について**	3.4
22. 単体自己資本比率*	9.10	51. 有価証券の種類別平均残高*	13	79. 報酬体系について**	15.16
23. 出資配当金*	9	52. 有価証券種類別残存期間別残高*	13	80. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策	16
24. 職員数*	9	53. 預証率(期末・期中平均)*	12	【地域貢献に関する事項】	
【主要業務に関する指標】		【経営管理体制に関する事項】		81. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)**	28
25. 業務粗利益及び業務粗利益率*	9	54. 法令遵守の体制*	15	82. 地域密着型金融の取組み状況**	29
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支*	9	55. リスク管理体制*	16.17.18	83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*	30
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利贈*	11	資料編	19.20.21.22.23	84. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**	30
28. 受取利息、支払利息の増減*	9	56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	16		



日南海岸



サンメッセ日南



宮崎県南部信用組合

〒889-2541 宮崎県日南市吾田東十丁目8-16
TEL : 0987-24-0205 FAX : 0987-24-0233

【本部】

〒889-2541 宮崎県日南市吾田東十丁目8-16
TEL : 0987-27-3005 FAX : 0987-27-3065

ホームページ : <https://www.m-nanbu.shinkumi.jp/>